



千葉市議会議員(中央区選出)

# 三井みわこ 議会報告



川 NO.8

未来の福祉をこの街に!

## 平成25年第1回定例会市議会報告

第1回定例会が終了しました。(2月20日~3月15日)

平成25年第1回定例会は、2月20日に招集され、3月15日に閉会しました。

本定例会に市長から提案された議案件数は、全66件(補正予算議案7件、当初予算議案18件、条例議案21件、一般議案4件、人事案件15件、諮問1件)、前定例会にて市長から提案され継続審査となっていた条例議案1件、議員からの発議12件(条例7件、意見書3件、決議2件)、また、市民の請願5件、陳情8件が審議されました。

その結果、市長提案の67件の議案等については、全会一致もしくは賛成多数で原案どおり可決・同意・異議ない旨の答申がされました。議員発議は、条例1件が否決、条例6件・意見書3件・決議2件が全会一致もしくは賛成多数で可決されました。請願は2件が全会一致で採択送付、3件が不採択となりました。

なお、陳情は、採択送付1件、不採択2件、継続審査5件となりました。



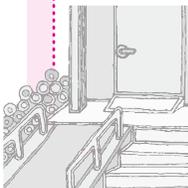
## 「高齢者が安心して暮せる住まいについて」 平成25年第1回定例会市議会一般質問

国土交通省は、超高齢社会に対応し、安心した暮らしを実現させるため、地域包括ケアを推進する厚生労働省との共管により、新たな高齢社会における住宅政策、「サービス付き高齢者向け住宅」(以下、サ付き住宅)の供給を、平成23年度からスタートさせました。今回は、高齢者が安心して暮らすことができる「サ付き住宅」を中心に、高齢者の住まいに関する千葉市の現状について、質問しました。

### 三井みわこの質問①

平成23年、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、一部の有料老人ホームも含めて「サ付き住宅」に一元化されたが、現在、本市において既存の高齢者向け住宅などから改修して、新たに「サ付き住宅」に登録した件数と戸数について、また、新しく建設し「サ付き住宅」として登録した件数と戸数、また、申請中の件数と戸数について伺う。

**【答弁】** 平成25年2月末時点で、既存の高齢者向け住宅等を改修し新たに「サ付き住宅」として登録したものは5件、206戸。また、新しく建設し登録したものは13件、444戸、申請中のものは3件、121戸である。



### 三井みわこの質問②

昨年8月、千葉県は「高齢者居住安定確保計画」を策定し、27年までに9000戸という「サ付き住宅」の供給目標数を打ち出しているが、今般、千葉市でも策定されている「高齢者居住安定確保計画」においては、県の9000戸という数との整合性は図られたのか。



**【答弁】** 本市では、「サ付き住宅」の平成27年目標量については定めていないが、「高齢者人口に対するサ付き住宅や老人ホームを含む高齢者向け住宅等の割合」については、千葉県高齢者居住安定確保計画で平成32年目標量を「3%以上」と定めていることを踏まえ、現在作成中の本市高齢者居住安定確保計画において「3%~5%」と定め、整合を図っている。

## 三井みわこの質問 ③

「サービス付き高齢者向け住宅」(以下、サ付き住宅)の入居者像は、厚生年金受給者を想定しているが、現在、千葉市にある「サ付き住宅」の家賃、状況把握や生活相談のサービス料、共益費を合わせた月額費用の最高額と最低額、また、食費の平均額は、いくらか。

**【答弁】** 家賃、状況把握や生活相談のサービス料、共益費を合わせた月額費用の最高額は19万円、最低額8万円。また、食費については、平均でおよそ4万8千円である。

## 三井みわこの質問 ④

「サ付き住宅」は、施設によって家賃や食費等、料金はまちまちですが、総じて費用は福祉施設に比較して割高。そのような「サ付き住宅」



に、国民年金受給者で、単身で身寄りのない高齢者は入居できるのか。

**【答弁】** 老齢基礎年金を満額受給できる方でも、「サ付き住宅」で掛かる家賃や食費などのすべてを賄うことは難しいと考えられるため、住まいの相談があった場合には、養護老人ホームや軽費老人ホーム等を紹介している。

## 三井みわこの質問 ⑤

「サ付き住宅」は、生活支援サービスのほか、必要に応じて訪問介護などの介護保険サービスを外付けで行うことで、入居者が安心を得られるとしているが、「サ付き住宅」に付帯している介護保険サービスは、どのようなサービスがあるのか。



**【答弁】** 入居者が利用されている介護サービスには、訪問介護や訪問看護、デイサービスなどがある。

## 三井みわこの質問 ⑥

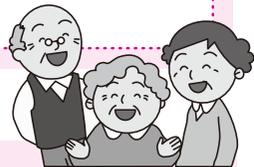
「サ付き住宅」で併設される介護保険サービスの事業所が住宅を運営している事業所と同一の場合、入居者のサービス選択の自由が阻害され、利用者の困り込みに繋がることにならないか。

**【答弁】** 事業者には、入居者の意向を無視して併設の介護サービスを利用させることのないよう指導している。また、介護保険の実地指導で不適切なサービスの提供を発見した場合には、ケアプラン等の見直し、介護報酬返還の指導を行う。

## 三井みわこの質問 ⑦

幅広い事業者の参入が予測されるが、「サ付き住宅」への指揮監督の強化に際して、具体的な報告聴取、立入検査、指示は、本市ではどの部局が、どのように実施するのか。

**【答弁】** 住宅の基準・構造など住宅管理に関する事項については住宅政策課が、安否確認、生活相談などのサービスに関する事項については高齢福祉課が行う。また、事業者に対しては、定期的に報告を求めるほか、現地調査を行い、必要に応じ指導することとしている。



## 三井みわこの質問 ⑧

介護保険の住所地特例でないサ付き住宅が増加すると、提供する在宅サービスの供給量が増加し、将来的に介護保険料の値上げ、介護保険財源の圧迫に繋がるのではと危惧されるが、本市において「サ付き住宅」の登録に際して、総量規制は掛けないのか。

**【答弁】** 高齢者向け住宅等の目標量については、「高齢者居住安定確保計画」において、軽費老人ホームや有料老人ホームなどを含め高齢者人口の3パーセントから5パーセントと定めることとしている。

## 三井みわこの質問 ⑨

市内団地群の高齢化や、地域によって高齢化率が高い居住地の対策以前に、市内での「サ付き住宅」の供給を促進すると、本市における人口の更なる高齢化、市外からの高齢者の転入増に繋がらないか。



## 【答弁】

「サ付き住宅」は、高齢者が住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続けられることを目指し制度化され、全国の自治体で取り組んでいる施策であり、その供給促進と市外からの高齢者転入増を現段階で関連づけることは難しいものと考えている。

## 三井みわこの質問 ⑩

防火安全対策について、サ付き住宅は、現在、消防法のスプリンクラーの設置義務はないが、今後、「サ付き住宅」についての防火安全対策に係る本市独自の基準を設けるべきと思うが、当局の見解は如何か。

## 【答弁】

過去の火災事件は、法令違反の建築物や法令を順守しない日常管理などを行っていたため大きな災害になっており、これらの法令通りに事業者が法令をしっかりと順守すれば、一定の安全性は確保されるものと考え、現段階では、防火安全対策に係る本市独自の基準を設けることは考えていない。尚、日常の管理や点検は重要であり、建築物の所有者などに対し、維持保全における法令順守について、周知徹底に努めていく。

## 三井みわこの質問 ⑪

では、入居者の大半が要介護者で共用スペースにおいて入浴、食事などの福祉的サービスの提供が行われるもの、あるいは、通常のマンションと同様に、個別の世帯ごとに訪問介護などを提供しているものは、同じサ付き住宅でも防災面での対応は、当然異なると思われるが、如何か。

## 【答弁】

入居者の大半が要介護者で共用スペースにおいて入浴、食事などの福祉的サービスが行われるものは、消防法令における有料老人ホーム等の用途として規制され、面積に関係なく自動火災報知設備などが、また、延べ面積275平方メートル以上でスプリンクラー設備が義務設置となり、収容人員10人以上で、防火管理者の選任が必要とされる。

また、通常のマンション形態に入居されている世帯に対し、個別に訪問介護などを提供しているものは、消防法令における共同住宅等の用途として規制され、主なものとして延べ面積500平方メートル以上で自動火災報知設備が、11階以上の部分には、スプリンクラー設備が義務設置となり、収容人員50人以上で、防火管理者の選任が必要とされる。



